

鳥取県保育士等キャリアアップ研修に係る委託業務公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥取県保育士等キャリアアップ研修に係る委託業務（以下「本件業務」という。）において、企画提案書等を比較検討し、当該業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

(委託業務の内容)

第2条 鳥取県（以下「県」という。）は、保育士等キャリアアップ研修について、専門的な知見を有する民間事業者等により効率的に実施するため、事業の実施に係る業務を委託する。

2 本件業務の内容は、別紙1「業務委託仕様書」による。

(委託業務の目的)

第3条 園長、主任保育士の下で、多様な課題への対応や若手の指導等、職務内容に応じた保育士等の専門性の向上を図ることを目的とする。

(予算額)

第4条 予算額は、金6,120千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(委託期間)

第5条 委託期間は、契約締結日から令和7年3月14日（金）までとする。

(参加資格要件)

第6条 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「研修業務」に登録されている者であること。

なお、このプロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年1月11日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより以下の場所に提出すること。この際、このプロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに以下の場所に必ず連絡すること。

競争入札参加資格者名簿の登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 本件調達の公告日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157条)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(企画提案書等の作成)

第7条 企画提案書等は、別紙2「鳥取県保育士等キャリアアップ研修に係る委託業務企画提案書作成要領(以下「作成要領」という。)」に基づき作成するものとする。

- 2 提案者は、本件業務を一括して第三者に委託(請負を含む。以下「再委託」という。)することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、本件業務の一部を再委託する予定の者又は業務に関する助言等を受ける予定の者(以下「協力者等」という。)の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1(1)ア(イ)の「事業の実施体制を明らかにする書類」に記載すること。

(審査会の設置)

第8条 県は、企画提案等の順位を決定するため、鳥取県保育士等キャリアアップ研修に係る委託業務公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は、企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。
- 3 審査会は4名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
- 4 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。
- 5 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって、集合での審査会の実施が難しい場合は、別の方法(リモート等)を検討し実施する。

(評価要領)

第9条 評価については、別添「鳥取県保育士等キャリアアップ研修に係る委託業務評価要領」を定め、当該要領に基づいて行う。

(審査結果の通知、公表)

第10条 県は、審査結果を提案者全員に文書で通知するとともに、県ホームページにおいて公表する。

(スケジュール)

第11条 契約の締結に至るまでの手続及び時期は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 県ホームページ掲載(公募開始) | 令和5年12月27日(水) |
| (2) 競争入札参加資格審査申請書提出期限 | 令和6年1月11日(木) |
| (3) 質問受付期限 | 令和6年1月19日(金) |
| (4) 質問回答期限 | 令和6年1月26日(金) |
| (5) 企画提案参加申込書の提出期限 | 令和6年2月1日(木) |

(6) 企画提案書等提出期限	令和6年2月5日(月)
(7) 審査会開催(プレゼンテーション及び審査の実施)	令和6年2月14日(水)
(8) 審査結果の通知	令和6年2月中旬
(9) 契約締結等の協議及び見積の依頼	令和6年2月中旬
(10) 契約締結	令和6年2月下旬

(提案書の取扱い)

第12条 提案書は、原則として返却しない。

なお、県に提出された書類は鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが提出者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

(暴力団の排除について)

第13条 契約の相手方(以下「受託者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等(役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務の下請等をさせること。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に際し必要な事項は、子ども家庭部子育て王国課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月27日から施行し、契約の締結日をもって廃止する。